

**令和 8 年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業
技術提案書等作成要領及び審査方法等**

1 提案を求める業務の内容

(1) 業 務 名

令和 8 年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業

(2) 業務内容

令和 8 年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで

(4) 委託金額（見積上限額）

4, 0 0 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 技術提案書等の作成、提出方法

(1) 作成方法	ア 技術提案書は任意様式により作成すること。また、提案書の表紙には「令和 8 年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業」と記載し、併せて提案者を記載すること。 イ 用紙の大きさは A 4 判、横書きとする（図表等は必要に応じ、A 3 版の折り込みも可とする。）。) ウ 提案書は 2 0 ページ以内とする。
(2) 提出方法	ア 計 7 部提出すること。 イ 令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）午後 5 時までに持参又は郵便等（書留郵便等その他これに準ずる方法によるもの）により提出すること。 ※持参の場合の受付は、午前 9 時から午後 5 時（土、日曜日、祝日は除く。）までとし、郵便等の場合は、上記イの提出期間までに必着のこと。
(3) その他の書類	ア 見積書及び積算内訳（任意様式）を 7 部提出すること。 ※見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ※明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。 イ 本事業により構築した仕組みをテスト運用した際の収支見込書（任意様式）を 7 部提出すること。 ※収入に関しては可能な限りその積算方法を示すこと。 ※テスト運用の際に、提案者自らが負担する経費も記載すること。 ※支出には仕様書で示す委託対象経費にあたる部分を明確にした上で一切の支出を計上すること。 ウ 提案者（コンソーシアムによる参加の場合は構成員すべて）に係る決算書（直近 1 期分）を各 7 部提出すること。

3 技術提案書等に記述する内容

(1) 技術提案書	技術提案書作成に当たって特に提案を求めるポイントは以下
-----------	-----------------------------

	のとおり。 ア モデル構築について、体制や現状を勘案の上、具体的な生活機能確保のための仕組みとテスト運用の内容、効果測定方法を提案すること。 ※地域と提案者との協働（役割分担）のもと、具体的にどのような仕組みを構築し、どの生活機能を確保し、効率的で持続可能なサービスが実施できると考えられるか可能な限り数値等を用いて具体的に示すこと。 イ これまでの関連業務の実績を示すこと。
（２）業務全体の実施体制とスケジュール	ア 本業務を実施するための実施体制について、職名、職員数、役割分担等を記述すること。 イ 業務全体のスケジュールを記述すること。
（３）見積書	見積書について、それぞれ次の項目について記載すること。 ア 提案者が地域との調整や、協働した効率的な仕組みの構築に必要な人件費、旅費、消耗品費、通信費、印刷製本費等 イ 仕組みの構築にあたり、地域が必要とする報償費、旅費、消耗品費、通信費、広告費、借り上げ料等 ウ 旅費は、対象地域を想定し算定すること。

4 審査方法等

（１）審査方法	中山間・地域振興課内に審査委員会を設置し、必要に応じて市町村の意見等を踏まえて次の事項の審査内容に基づき審査を行い、優秀な企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。
（２）審査内容 （※主な審査の視点）	ア 対象地域の現状等を十分に考慮したものか。 イ 対象地域の生活機能確保に向け、地域と協働して将来的に、効率的で持続可能なビジネスモデルとして期待できる仕組みが構築されているか。 ウ 効果測定の方法は明確になっているか。 エ より効率的、効果的に生活機能を確保する手法等、独自の提案はあるか。
（３）提案者への採否通知	令和８年１１月中旬に、提案者全員に通知する。

5 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- （１）参加する資格のない者が提案したとき。
- （２）所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- （３）提案に関する不正行為があったとき。
- （４）その他、あらかじめ指示された事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6 その他の留意事項

- (1) 技術提案者は複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 技術提案者は、技術提案書の提出をもって、「技術提案実施公告」、「令和8年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業技術提案書等作成要領及び審査方法等」及び「令和8年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業仕様書」の記載内容に同意したものとする。
- (3) 技術提案書の提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- (4) 提出された技術提案公募参加表明書（様式第1号）及び技術提案書等は、技術提案の選定手続以外に、提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された技術提案書に係る権利は、岡山県に帰属することとする。
- (6) 技術提案の選定結果は、岡山県ホームページ等に公表される場合がある。
- (7) 技術提案公募参加表明書（様式第1号）及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、当該技術提案公募参加表明書（様式第1号）及び技術提案書等を無効とする。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (9) 県は本事業に効果が認められ、令和9年度以降に必要な予算措置がされた場合は、令和8年度の受託者と随意契約を結ぶことができる。
- (10) この技術提案実施公告の内容について変更がある場合は、下記の岡山県中山間・地域振興課のホームページにその旨を掲載する。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>